

審問のオブザーバー制についての公示

第81回全日本学生ヨット選手権 大会では本公示内容に従い、当事者以外の人（以下「オブザーバー」）が審問を傍聴することができる。

1 オブザーバー

1.1 オブザーブ資格

原則として、当事者の関係者に限る。

1.2 オブザーブ可否の判断

オブザーブの可否は、プロテスト委員会により決定できる。

1.3 制限

以下の場合、プロテスト委員会は、審問前、審問中いずれの場合においても、オブザーブを制限、撤回、拒否することがある。

- (a) 人数：オブザーバーは、抗議者側、被抗議者側から各1名とする。
- (b) 当該審問の当事者が、妥当な理由をもとにオブザーバーを拒否した場合
- (c) オブザーバーが、遵守事項を守らない場合
- (d) その他、プロテスト委員会が不適当と判断した場合

1.4 申し込み方法

オブザーブを希望する場合は、希望の審問、氏名、当事者との関係（コーチなど）、連絡方法（携帯電話番号等）を所定の書類に記載し、プロテスト委員会受付に提出すること。申し込み締切時間は別途掲示する。

2 オブザーバーの遵守事項

- 2.1 オブザーバーが、携帯電話、およびカメラ、ビデオなどの録音、録画機器を審問室へ持ち込むことはできない。
- 2.2 審問中（延期、休会を含む）オブザーバーは、当事者との会話、合図など、いかなる情報伝達行為も行ってはならない。
- 2.3 審問中、オブザーバーが発言および発声することはできない。
- 2.4 審問中、オブザーバーは、プロテスト委員会が指示した場所から、原則として離れるることはできない。
- 2.5 オブザーバーの、審問中の途中退席は原則として認めない。
- 2.6 オブザーバーは、当該審問および関連する審問の当事者の証人になることはできない。
- 2.7 オブザーバーは、本項の内容を遵守し、審問中プロテスト委員会の指示に従うことを誓約すること。